

みんなのための労働者協同組合 定款案

第1章 総則

(目的)

第1条 本組合は組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業を行い、組合員自らが事業に従事することにより、多様な就労機会を創出し、地域における多様な需要に応じた事業を通して、持続可能で活力ある地域社会の実現に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 本組合はみんなのための労働者協同組合と称する。

(事業)

第3条 本組合は、次の事業を行う。

- (1) 地域の人々が求める学びに対する機会を提供する教育事業
- (2) だれもが利用できる居場所を提供する事業
- (3) 地域食堂運営に関わる事業
- (4) 様々な状況の人や地域活動団体に対する相談支援事業
- (5) ホームページや動画作成、ZOOMなどIT支援事業
- (6) 地域社会に関わる調査研究事業
- (7) その他前各号の事業に附帯する事業並びに地域貢献活動に関わる事業

(事業を行う都道府県の区域)

第4条 本組合の事業を行う区域は千葉県および東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県とする。

(事務所の所在地)

第5条 本組合は、事務所を千葉県船橋市に置く。

(公告方法)

第6条 本組合の広告はホームページに掲載すると共に本組合の掲示板に掲示して行う。

(規約等)

第7条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理については、総会の議決を要せず、理事会が決する。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により組合員

に通知する。

第2章 組合員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員となる資格を有する者は、組合の設立・存立目的に賛同し、組合の行う事業に従事し、又は従事しようとする満13歳以上の個人とする。ただし、未成年者については、その親権者または後見人の同意を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者その他暴力団準構成員。
- (2) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (4) 暴力団員等と社会的に非難されるべき者と関係を有していると認められる者

(加入)

第9条 本組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出し、この組合の事業に従事するにおいて労働契約法第3条に基づく労働契約に従って処遇されることとする。

2 本組合は、前項の申込書が提出されたときは、理事会がその諾否を決定し、総会においてその加入を報告するものとする。

3 本組合は、前項の規定により加入を承諾したときは、書面によりその旨を加入申込みをした者に通知し、出資の払込をさせることとする。

4 加入が認められた者は、第16条の定めによる口数に応ずる金額の払込みを完了したときに、組合員の地位を取得する。

5 本組合は、組合員になろうとする者が組合員の地位を取得したときに、組合員名簿に記載し、又は記録することとする。

6 出資口数を増加しようとする組合員には、第1項から第3項までの規定を準用する。

(意見反映)

第10条 本組合は、事業を行うに当たり組合員の意見を適切に反映させるために、1人1票の原則に基づく組合員による選挙権、議決権の行使及びこれらの表決の基礎となる総会及び理事会の議事録、決算関係書類への適宜のアクセス(労働者協同組合法(以下「法」という。)第51条第12項)の他、法定数を充たす組合員による会計帳簿の閲覧・謄写請求(法第52条第3項)を保障するとともに、下記について特別の配慮をしなければならない。

- (1) 組合員は、事業場において定例の、又は必要に応じて臨時の組合員会議に参加し、事業及び労働条件を含む経営について、自主的に、又は理事会により提示される経営情報に基づいて話し合いを行い、それを取りまとめ、かつ、それを理事会に対し要望として提出することが保障されること。
- (2) 組合は、上記の会議の場において要望その他の提言について報告を受ける他、その趣旨について必要な報告を聴取することとする。
- (3) 組合は、要望その他の提言を行い、又はその論議に加わり、それを理事会への要望等とすることに賛同す

る等の行為をしたことをもって解雇、その他の労働関係上で不利益となる処遇をし、又は組合員としての処遇において差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 前項の一の会議に組合員が参加したことについて、適宜、相応しい処遇をしなければならない。
- 3 組合は、総会の場において、前 2 項にかかる組合としての取り扱いについて報告を行わなければならない。

(自由脱退)

第 11 条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

- 2 前項の通知は、事業年度の末日の 90 日前までに、その旨を記した書面でなければならない。

(除名)

第 12 条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の 10 日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって組合の行う事業に従事しない組合員
- (2) 組合の内部秩序を甚だしく損なう組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 犯罪その他の組合の信用を失う行為をした組合員

- 2 除名は、除名した組合員に対しその旨を書面で通知しなければ、その組合員に対抗することはできない。

(脱退者の持分の払戻し)

第 13 条 組合は、組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として、その持分の全部又は一部の払い戻しをする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(出資口数の減少)

第 14 条 組合員は、特にやむを得ない理由があるときは、理事会の承認を得て事業年度の終わりにおいてその出資口数を減少することができる。

第 3 章 出資

(出資一口の金額)

第 15 条 出資一口の金額は 10,000 円とする。

- 2 組合員は、1 口以上を保有しなければならない。

(出資の払込み)

第 16 条 出資は、一時にその全額を払い込まなければならない。

(現物出資)

第 17 条 本組合に現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数は別表を作成して明確にする。

(持分の計算)

第 18 条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、100 円未満の端数は切り捨てるものとする。

第 4 章 労働契約

(労働契約の締結)

第 19 条 本組合はその行う事業に従事する組合員(次に掲げる組合員を除く)との間で、労働契約を締結する。

- (1) 組合の業務を執行し、または理事の職務のみを行う組合員
- (2) 監事である組合員

(労働の形態)

第 20 条 本組合の労働契約は別に定める労働契約規定によるものとする。

(就労年齢)

第 21 条 本組合の事業に従事する者の年齢は満 13 歳以上とし、高年齢の制限は設けない。

2 未成年者の労働については、非工業的事業、健康・福祉に有害でなく、かつ、軽微な作業とし、所轄の労働基準監督署長の許可、学校長の証明、親権者の同意書を得るものとする。

第 5 章 役員

(役員の数)

第 22 条 本組合に役員として次の理事及び監事を置く。

- (1) 理事 3 人以上 6 人未満
- (2) 監事 1 人

(役員の任期)

第 23 条 本組合の役員の任期は次の通りとする。

- (1) 理事 総会から次々年度総会までの 2 年度
 - (2) 監事 総会から 4 年後の総会までの 4 年度
- 2 前項の規定に関わらず設立最初の役員の任期は次の総会までとする。
- 3 補欠理事の任期は、現任者の残任期間とする。

(役員を選出)

第 24 条 役員は総会において、役員定数に応ずる員数を連記する無記名投票により選挙する。

- 2 役員は、組合員でなければならないが、かつ法 35 条第 3 号および第 94 条の三の四、第 94 条の四の規定に該当しないものでないこと。
- 3 各役員は就任するにあたり、前項に該当する者でないことを書面で誓約しなくてはならない。
- 4 監事は次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 本組合員以外のものであり、かつ使用人でないこと。
 - (2) 就任前 5 年間当組合員でなかったものであること。
 - (3) 本組合理事または重要な使用人の配偶者または二親等内の親族以外のものであること。

(役員報酬)

第 25 条 役員報酬は、総会の議決により定める。

2 前項の報酬の算定方法については、別途規則する。

(代表理事)

第 26 条 理事会は理事の中から理事長を互選し、これを組合の代表理事とする。

2 代表理事は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(役員職務権限)

第 27 条 理事は法令、定款、および規定並びに総会の決議を遵守し、組合のために忠実にその職務を行わなければならない。

2 監事は、理事の職務を監査する。この場合において幹事は厚生労働省令で定めるところにより、報告を作成しなければならない。

(理事会)

第 28 条 理事会は、全ての理事および監事をもって組織する。

2 理事会は、総会による決議事項とされるものを除き組合のすべての業務の執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集し、理事長が議長を務める。

4 理事は、理事会の開催目的を理事長に示し理事会の招集を請求することができる。

5 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合には、請求をした理事は理事会を招集することができる。

6 理事は、1 事業年度に 4 回以上、業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

7 理事会の運営に関するその他の事項については、別途理事会規則によるものとする。

8 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第 29 条 理事会の議決は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の議決について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 本組合は、理事が理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案について監事が異議を述べたときを除いて、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第 30 条 理事会の議決については、厚生労働省令（労働者協同組合法施行規則第 9 条）の定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されている時は、出席した理事及び監事はこれに署名または記名押印しなければならない。

第6章 総会

(総会の招集)

第31条 本組合の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後2か月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の決議を経て、理事長が招集する。
- 3 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集理由を記した書面を提供して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 前項の場合、組合員は書面に代えて電磁的方法により提出することができ、電磁的方法により議決権を行使することができる。
- 5 第3項の請求をした日から10日以内に理事が召集の手続をしないときは、組合員は行政庁の承認を得て総会を招集することができる。

(総会招集の手続)

第32条 総会の招集は、会日の10日前までに、組合員に対して書面又は電磁的方法で総会の日時、場所及び総会の目的である事項を示して通知しなければならない。

(総会議決事項)

第33条 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更または廃止
- (3) 毎年度の決算ならびに収支予算及び事業報告並びに事業計画
- (4) 労働者協同組合連合会への加入又は脱退

(組合員意見の報告)

第34条 理事は、事業場での組合員会議において取りまとめられた要望その他の提言(第10条)に関わる組合としての方策の実施状況およびその結果を総会に報告しなければならない。

(組合の議事録)

第35条 総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、出席理事および監事が、これに署名し、または記名し押印しなければならない。

第7章 会計

(会計の基準)

第36条 本組合の会計基準は中小企業等協同組合会計基準に基づくものとする。

(事業年度)

第37条 本組合の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

(剰余金の処分)

第 38 条 剰余金は、準備金、就労創出等積立金、教育繰越金、設備準備積立金として、これを処分する。

(準備金)

第 39 条 本組合は、出資総額の 2 分の 1 に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これを填補した後の金額。）の 10 分の 1 以上を準備金として積み立てるものとする。

(就労創出積立金)

第 40 条 本組合は、その事業規模拡大又は事業活動の拡大による就労の創出を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の 20 分の 1 以上を就労創出積立金として積み立てるものとする。

(教育繰越金)

第 41 条 本組合は、組合の事業に関する知識の向上を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の 20 分の 1 以上を教育繰越金として翌事業年度に繰り越すものとする。

(設備準備積立金)

第 42 条 本組合は、その事業規模拡大または事業活動の拡大に伴う設備に必要な資金に充てるため、第 39 条、第 40 条、第 41 条に規定する積立金及び繰越金に宛てた残余额すべてを設備準備積立金として積み立てるものとする。

(剰余金の配当廃止)

第 43 条 本組合は損失金を補填し、第 39 条、第 40 条、第 41 条、第 42 条に規定する積立金及び繰越金に充てた後に残預金は生ぜず、組合員に対する剰余金の配当は廃止とする。

(損失金の填補)

第 44 条 本組合は、事業における損失金が生じたときは、第 39 条の規定により積み立てた積立金を取り崩して補填する。なお、損失金残余のあるときは翌事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 解散

(解散の議決)

第 45 条 本組合は、総会の決議の他、組合の合併、組合についての破産手続開始の決定、解散命令によって解散する。

(残余財産の処分)

第 46 条 本組合は、債務の取り立て、債務の弁済を完済した後の残余財産について、組合員に払込済出資額を限度として、その持分の全部又は一部を払い戻すものとする。

2 本組合は、この出資金清算後になお残余財産があるときは、総会において清算人の報告に基づいて、国もしくは地方公共団体又は他の特定労働者協働組合に帰属させることとする。

附則

第1条 本定款は令和6年6月1日から実施する。

第2条 設立時の役員任期は設立総会から翌期総会までとする。

第3条 最初の事業年度は設立の日から同年12月31日までとする。